

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第6号

令和4年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年10月14日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西田 三十五

- 1 期 日 令和4年10月21日（金） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和4年10月21日

○現在議員12名で次のとおり

1番	櫻	井	道	明
2番	岡	村	芳	樹
3番	敷	根	文	裕
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	今	井	定	男
10番	齊	藤		博
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

令和4年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和4年10月21日（金曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第3号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第3号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 一般質問
10. 閉 会

○出席議員（11名）

1番	櫻	井	道	明
2番	岡	村	芳	樹
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	今	井	定	男
10番	齊	藤		博
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員（1名）

3番	敷	根	文	裕
----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西 田	三 十 五
副 管 理 者	北 村	新 司
副 管 理 者	小 坂	泰 久
会 計 管 理 者	間 野	昭 代
消 防 長	須 藤	和 義
次 長	上 田	敏 広
総 務 課 長	平 山	雅 己
企 画 課 長	岡 野	好 伸
査 察 調 査 課 長	佐 藤	敏 久
警 防 課 長	鈴 木	宏 司
指 揮 指 令 課 長	成 毛	弘
佐 倉 消 防 署 長	錦 織	一 久
志 津 消 防 署 長	相 澤	勝 利
八 街 消 防 署 長	五 十 嵐	秀 樹
酒 々 井 消 防 署 長	大 野	泰 幸

○議会議務局出席職員氏名

書	記	高	嶋	昌	治
書	記	清	宮	健	二
書	記	三	橋	昭	人

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時30分)

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において、議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたのでご報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数以上に達しております。

したがって、令和4年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長。

(消防長 須藤和義 登壇)

○消防長の須藤和義でございます。お許しをいただきまして、三点、行政報告をさせていただきます。

はじめに、令和4年度消防救助技術大会についてでございます。消防救助技術大会は、救助技術の高度化に必要な体力、精神力、技術力を養い、救助隊員が一堂に会して競い学ぶことで国民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的として開催されております。6月1日に開催された消防救助技術千葉県大会に消防組合から、6つの訓練種目、10チーム27名が出場し、引揚救助訓練、はしご登はん訓練で入賞し、そのうち、引揚救助訓練1チームにつきましては、7月15日開催の消防救助技術関東地区指導会にて入賞し、全国大会への切符を手に入りました。引揚救助訓練での全国大会出場は、消防組合では初めてのことであり、8月26日に東京都で開催されました全国消防救助技術大会においても訓練成果を遺憾なく発揮し、入賞を果たしたところでございます。また、今年度から初めて水上の部へ出場し、基本泳法、水中結索にて関東地区指導会出場を果たしました。今後も複雑多様化する災害に的確に対応し、住民の生命身体財産を守るため、救助技術の向上を図ってまいります。

つづきまして、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。本年7月から爆発的な感染拡大を呈した、第7波について、感染者の数に相関し救急出動件数も増加し、7月、8月の新型コロナウイルス感染症関連の救急出動は326件となり、全体の救急出動件数についても、2か月で3,000件を超え、過去10年間で最多となりました。また、報道にもございましたが、消防組合においても、7月、8月の救急出動のうち医療機関への収容依頼回数が4回以上の事案が494件、現場滞在時間が30分以上となる事案が、出動件数の半数以上となり、過去4年間で最多となりました。このように、救急需要逼迫の状況となりましたが、非常用車両での救急隊を編成するなど、救急需要への対応を行ったところです。職員の感染状況については、7月から9月までの3か月間で、感染者87名、濃厚接触者154名

が発生し、8月初旬のピーク時には、療養中職員が30名となった日もあり、人員確保に苦慮したところですが、業務継続計画に基づき所属間の補整勤務及び車両の乗換等に対応したところがございます。また、濃厚接触者については、抗原定性検査により医療従事者に準じた、社会機能維持者として待機期間を短縮し人員を確保して消防力の維持に努めてまいりました。今後も感染防止対策を徹底し、第7波の状況を検証して次の感染拡大への備えを万全として、住民の安心安全のため対応してまいります。

最後に、八街消防署八街南部出張所の建築改築工事についてでございますが、令和4年10月6日に工事が完了いたしました。本事業は、消防組合の消防力整備実施計画に基づき実施したもので、八街市、特に南部地域及び消防組合の防災拠点として災害対応力の強化が図られました。なお、救急消毒室の設置、仮眠室の個室化など、職員の衛生管理面、健康管理面を踏まえての勤務環境の改善も図られております。

以上、三点、報告をさせていただきましたが、今後も引き続き職員一丸となって、消防力の充実強化に努め、市町民の皆様の負託に応えてまいります。以上で、行政報告を終了させていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号8番、角麻子議員、議席番号9番、今井定男議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第3号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 西田三十五 登壇)

○管理者の西田三十五でございます。本日、ここに令和4年10月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを心より感謝申し上げます。それでは、只今から本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和4年10月1日に施行されることに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部について所要の改正を行ったもので、令和4年9月29日付けで専決処分をいたしました。

議案第2号 令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額47億6,729万9,847円に対し、歳出総額は47億2,475万5,270円であり、歳入歳出差引額4,254万4,577円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、3,990万1,387円で、この全額を財政調整基金に繰り入れを行ったものです。なお、本決算につきましては、去る8月25日に監査委員の審査を受け、要望事項をいただいておりますので、より一層消防業務の適正な執行に努めてまいります。

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてでございます。四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をしますので、何卒、慎重にご審議のうえ、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井道明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 上田敏広 登壇)

○消防本部次長の上田敏広でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年10月1日に施行されることに伴い、当消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したものでございます。改正内容につきましては、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するもので、産後休暇の期間内の育児休業については、その期間の末日から6か月経過するまでに任期満了し、かつ引続き採用されないことが明らかでない場合は、育児休業について取得可能とするものです。また、育児休業法の改正により育児休業の取得回数が原則1回から2回に改正されたことに伴い、

育児休業等計画書の提出は、育児短時間勤務を行う場合に限るものとし、当該計画書の名称を育児短時間勤務計画書に変更するものです。以上で議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第2号 令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算書の1ページをご覧ください。歳入合計といたしまして、予算現額47億6,361万5,539円に対し、調定額、収入済額とも47億6,729万9,847円で、前年度と比較し1億17万3,601円、2.1%の増でございます。次に、2ページをご覧ください。歳出の合計といたしまして、予算現額47億6,361万5,539円、支出済額47億2,475万5,270円、翌年度繰越額264万3,190円、不用額3,621万7,079円、前年度と比較し1億7,769万9,288円、3.9%の増でございます。なお、翌年度繰越額の264万3,190円につきましては、指揮指令課配置の連絡車の更新で各種部品の調達の遅延による事故繰越で、164万9,190円及び繰越明許費を設定いたしました八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事電気工作物等移設負担金99万4,000円でございます。以上、歳入歳出差引残額といたしまして、4,254万4,577円、うち基金繰入につきましては、翌年度繰越額264万3,190円を除いた3,990万1,387円を財政調整基金への繰り入れを行ったものでございます。

続きまして、3ページに進んでいただき、事項別明細書により歳入歳出の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。はじめに歳入でございますが、1款1項1目常備消防費分担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額とも38億9,487万4,000円でございます。内訳につきましては、構成市町分担金で、分担割合につきましては、佐倉市が60.79%、八街市が28.24%、酒々井町が10.97%で、前年度の消防費に係る基準財政需要額割により分担割合を算出しています。次に、2目長期債償還分担金、予算現額4億2,252万1,000円に対し、調定額、収入済額とも4億2,251万7,695円でございます。内訳につきましては、元金及び利子償還金に伴う構成市町分担金で、借り入れ事業年度ごとの分担割合により算出しています。次に、2項1目庁舎建設費負担金で、予算現額、調定額、収入済額とも99万4,000円で、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事に伴う構成市町負担金で、負担割合につきましては、常備消防費と同様の負担割合でございます。次に、2款1項1目手数料、予算現額200万円に対し調定額、収入済額とも、123万6,670円で、危険物申請手数料等でございます。4ページに進んでいただき、4款1項1目県補助金、予算現額108万5,000円に対し、調定額、収入済額とも108万4,292円で、東京オリンピック・パラリンピックの警備時の人件費及びテロ対策用資機材等の整備に係る補助金で、当消防組合からは、成田空港及び一宮町で開催されたサーフィン競技会場へ警備に出向いたしました。次に、5款1項1目利子及び配当金は、予算現額5,000円に対し、調定額、収入済額とも4,343円で財政調整基金預金利子でございます。次に、2項1目物品売払収入は、予算現額170万6,000円に対し調定額、収入済額とも176万1,000円で消防車両4台、救急車両2台の売払いによる収入でございます。次に、5ページに進んでいただき、7款1項1目財政調整基金繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも、5,507万6,000円円で、財政調整基金から一般会計に繰り入れを行ったものでございます。次に、8款1項1目繰越金は、予算現額990万1,539円に対し、調定額、収入済額とも990万539円で令和2年度に事故繰越を行った防火衣購入事業に伴う前年度繰越金でございます。次に、9款1項1目預金利子は、予算現額1,000円に対し、調定額、収入済額とも5,173

円で歳計現金預金利子でございます。次に、2項1目雑入は、予算現額1,395万円に対し、調定額、収入済額とも1,844万6,135円で、新型コロナウイルス感染症患者移送負担金等の収入でございます。続きまして、6ページに進んでいただき、10款1項1目組合債は、予算現額3億6,150万円に対し、調定額、収入済額とも、3億6,140万円で、消防車両5台の整備、消防本部佐倉消防署庁舎空調設備一部更新事業及び八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事に係る組合債でございます。なお、借入先につきましては、市町村振興協会、千葉県及び銚子信用金庫からの借入れでございます。以上で、歳入について説明を終わりにさせていただきます。

次に、歳出でございますが7ページにお進みください。1款1項1目議会費につきましては、予算現額166万7,000円に対し、支出済額103万7,012円でございます。支出の主なもの、組合議会議員報酬でございます。次に2款1項1目、一般管理費につきましては、予算現額251万8,000円に対し、支出済額62万3,683円でございます。支出の主なもの、特別職給料及び弁護士業務委託等でございます。2項1目監査委員費につきましては、予算現額11万4,000円に対し、支出済額が10万2,824円でございます。支出の主なもの、監査委員報酬でございます。8ページにお進みください。3款1項1目常備消防費、予算現額42億620万1,539円に対し、支出済額41億7,287万4,056円でございます。主な支出といたしまして、人件費で2節給料、15億7,232万6,198円、3節職員手当等13億8,126万2,613円、4節共済費5億7,265万2,820円で、常備消防費に占める人件費の割合は、84.5%でございます。9ページにお進みください。10節需用費の支出済額、1億7,078万4,539円で、主な支出といたしまして貸与品購入費、救急医薬材料費等でございます。11節役務費の支出済額、1,548万4,007円で、主な支出といたしまして通信運搬費等でございます。12節委託料の支出済額7,685万1,882円で、9ページから13ページの備考欄に記載のとおり、各種設備、機械器具等の保守業務及び職員定期健康診断等の委託料でございます。13ページにお進みください。13節使用料及び賃借料の支出済額4,391万1,760円で、主な支出といたしまして各種機器及び物品等の賃借料でございます。14節工事請負費の支出済額8,110万1,900円は、消防本部佐倉消防署庁舎空調設備一部更新工事でございます。17節備品購入費の支出済額1億8,020万5,619円、事故繰越額164万9,190円で、指揮指令課配置の連絡車の更新について各種部品等の調達の遅延により令和4年度に事故繰越したものでございます。主な支出といたしまして、車両購入費1億6,225万円、警防用備品購入費1,603万5,287円でございます。18節負担金、補助及び交付金の支出済額7,323万969円で、主な支出といたしましては、消防大学校及び千葉県消防学校入校負担金等でございます。14ページにお進みください。2目庁舎建設費、予算現額1億2,859万4,000円に対し、支出済額1億2,760万円で、節ごとの支出済額といたしまして、14節工事請負費の1億2,700万円は、令和3年度、4年度継続事業の八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事に伴う令和3年度分の支出でございます。18節負担金、補助及び交付金の繰越明許費99万4,000円は、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事電気工作物等移設負担金を令和4年度に繰越したものでございます。15ページにお進みください。4款公債費は、予算現額4億2,252万1,000円に対し、支出済額4億2,251万7,695円で組合債元金及び利子償還金でございます。以上で、歳出について説明を終わりにさせていただきます。次に、18ページに進んでいただき、3基金、財政調整基金

につきましては、前年度末現在高は、3億620万9,333円、決算年度中増減高は、5,509万8,068円の増で、決算年度末現在高は、3億6,130万7,401円でございます。

次に、令和3年度の主な事業につきまして、別冊の主要施策の成果の説明書によりご説明をいたします。主要施策の成果の説明書18ページをご覧ください。5警防課(1)車両整備でございますが、長時間の使用により、機能低下等が見受けられる消防車両を、消防力整備実施計画に基づき、最新鋭の車両に更新したものでございます。ア志津消防署配置の水槽付消防ポンプ自動車IB型購入事業で、事業費といたしましては、7,202万8,000円でございます。イ佐倉消防署角来出張所配置の消防ポンプ自動車CD-1型購入事業で、事業費3,811万5,000円でございます。19ページに進んでいただき、ウ志津消防署志津南出張所配置の消防ポンプ自動車CD-1型購入事業で、事業費4,099万7,000円でございます。エ佐倉消防署神門出張所配置の先行車購入事業で、事業費539万円、オ査察調査課配置の査察車購入事業、572万円でございます。その他の事業につきましては、説明を省略させていただきます。なお、27ページ以降に職員配置表、車両配置表、令和3年度火災概要及び救急活動状況を記載させていただいておりますが説明は省略させていただきます。以上で、議案第2号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議についてでございますが、千葉県市町村総合事務組合の組織団体以外の四市複合事務組合から公平委員会に関する事務の共同処理を希望する旨の依頼に伴い、千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり同法290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(櫻井道明) 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第3号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本会議に付議されました案件は終了いたしました。

◎一般質問

○議長（櫻井道明） 日程第4、一般質問を行います。

議席番号2番、岡村芳樹議員の質問を許します。

岡村芳樹議員。

（議席番号2番 岡村芳樹 登壇）

○2番（岡村芳樹） 議席番号2番、岡村芳樹です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

指揮体制の拡充を目的とした人員確保、また、安全安心に向けた庁舎整備については、令和4年2月消防組合議会定例会において、課題への取組み、組織としての今後の具体的対策について伺ったところです。今回、消防力の整備指針において志津地区市街地が基準を満たしていない状況、また、日常的な消防活動をはじめ、大規模災害発生時を想定した防災拠点及び総合訓練施設としての用地の確保、さらには、職員の新規採用に影響する様々な課題を踏まえ、効果的な人員確保を行い災害の被害を最小限に抑え、住民の生命身体及び財産を守るための対策について、3点について伺います。

1点目、まず志津地区市街地の消防力の充実強化について伺います。本年、令和4年2月消防組合議会定例会において消防組合では、出動体制の強化について、効率的な業務遂行と災害対応能力の向上を目的とした組織改革に向け、指揮体制の拡充のため、消防本部指揮指令課1隊で運用している指揮隊の各消防署への配置を含めて、安全管理と効果的な災害活動が行えるよう人員確保に係る検討を行っていること、また、志津地区市街地の消防の拠点である志津消防署の老朽化対策及び勤務環境の整備について、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防力整備実施計画において、今後、構成市町と検討していくと、答弁がありました。しかし、近年日本各地で大きな被害をもたらした、社会的影響が大きな自然災害が発生しており、また、長引く新型コロナウイルス感染症による、社会経済活動の停滞と、幾度とも押し寄せる感染拡大の波による救急需要の逼迫など、消防行政へ直接的な影響をもたらしている現状を踏まえ、さらには、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、消防においても、住民の安全安心をより確保する取組みが重要です。消防組合では、消防力の整備指針に基づき、消防署所の配置、人員の確保、施設及び装備の整備を計画的に実施されているところでありますが、消防力の整備指針において、未だ志津地区市街地が基準を満たしていない状況が続いていることについては、本来前倒ししてでも早急な対応が望まれるところであり、現在の課題と今後の取組みについて、具体的な対策を伺います。

続いて2点目として、日常的な消防活動をはじめ、大規模災害発生時を想定した防災拠点及び総合訓練施設としての用地の確保について伺います。先日、住民の方から日ごろラジコンクラブで使用している佐倉市内の用地を、ドクターヘリの臨時離着陸場など、消防機関の防災拠点や訓練場として利用できないかとの相談を受け、消防組合へ調整のため伺いました。現在、消防組合管轄には、ドクターヘリの臨時離着陸場が多く指定されているとのことで、多くは学校の校庭や公園という公的な場所であるものの、個人や民間の団体が所有、管理している用地もあるとお聞きしました。こうした民間の用地は、大規模災害時に地域の消防防災拠点として有効に活用するほか、日常的な消防活動、訓練施設としての活用が期待されるところであります。このように民間の用地を消防機関等の防災行政で有効活用するための課題や問題点、

そしてその対策について伺います。

最後に3点目、効果的な人材確保について職員採用等の現状と今後の課題について伺います。こちらについても、令和4年2月消防組合議会定例会において、今後の職員の適正配置を行うため、令和5年度からの定年年齢引上げや、再任用職員の専門的知識や経験を積極的に活用できる体制を整備し出動体制の強化を図り、消防力の整備指針の人員に係る指針に基づき佐倉市八街市酒々井町消防組合消防力整備実施計画において、様々な状況を想定し、住民の生命身体及び財産を守り、消防職員の安全を確保するため、適正な職員定数を踏まえ、構成市町と連携し検討のうえ、定年退職による欠員に加えて消防組合職員定数条例の定数を踏まえた、計画的な職員採用を行い効果的な人員確保に努めていると答弁がありました。しかしながら、昨今の少子高齢化社会の進展による労働年齢人口の減少、また地方公務員の定年年齢引き上げなど、人員確保に係る職員の新規採用に影響する様々な課題があるなかで、消防吏員という職務の重要性、特殊性を踏まえた職員採用の現状と採用後の人材育成等の課題への取組みについて伺います。

○議長（櫻井道明） 消防長。

（消防長 須藤和義 登壇）

○消防長（須藤和義） 消防長の須藤和義でございます。岡村芳樹議員のご質問にお答えいたします。

1点目の消防力の整備指針における志津地区市街地の基準に係る現在の課題と今後の取組みについて具体的な対策でございますが、消防署所の設置数については総務省消防庁が実施する実態調査により消防力の整備指針に基づいた算定をしておりますが、議員ご指摘のとおり、志津地区市街地において1署所の基準を満たしていない状況が続いております。このことから、志津地区市街地の消防力を総合的に検討する必要があります。志津消防署の老朽化対策及び勤務環境の整備については、隣接する佐倉市下水道事業所管の志津中継ポンプ場の耐震補強工事が予定されていると伺っており、志津消防署の整備時期が志津中継ポンプ場の耐震補強工事の予定時期と重複することが想定されますので、佐倉市に確認しながら、今後の整備に遅れが生じることが無いよう協議をまいります。また、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防力整備実施計画において、今後の人口推移を注視しつつ構成市町と協議しながら署所の設置の有無についても検討まいります。

2点目の日常的な消防活動をはじめ、大規模災害発生時を想定した防災拠点及び総合訓練施設としての用地の確保についてでございますが、現在、消防組合において所有している防災拠点や訓練場となりうる用地はなく、一部の訓練については千葉県消防学校の訓練施設等の他機関の施設にて実施しているのが現状です。民間の用地の活用として、千葉県ドクターヘリの臨時離着陸場については、民間の団体や個人が所有、管理している用地もあり、所有者、管理者との協議を経て指定しているところではありますが、訓練用地等として活用しているところはありません。このたび、住民から民間の用地を、消防機関の防災拠点や訓練場として利用することについて提案があったことは、地域を守るためには大変心強いところでございます。多様な災害を想定し訓練を重ねることが出来る総合施設を管内に設置することは、消防組合としても先送りすることが出来ない案件の一つとして捉えおり、民間用地の活用も含めて、消防力整備実施計画に基づき、関係機関や民間団体とも協議をするなどして、整備を目指したいと考えております。

3点目の効果的な人材確保について職員採用等の現状と今後の課題についてでございますが、現在、消防組合においては、職員採用の一次試験を印旛郡市広域市町村圏事務組合にて行われる印旛郡市職員採用共同試験にて、消防職と救急救命士について試験を実施しており、二次試験については、消防組合にて面接、体力測定等を実施して採用を行っております。議員ご指摘のとおり、様々な問題を踏まえた職員採用における対策が必要であるとの認識でございます。現在、印旛郡市の消防長で組織しております、印旛郡市消防長連絡協議会において、印旛郡市職員採用共同試験における、消防吏員としての適性検査等の導入を要望する検討をしているところであり、また、消防組合にて実施する二次試験の面接に対応する幹部職員に対して、千葉県自治研修センターの面接試験技法研修を受講させるなど、消防吏員という職務の重要性、特殊性を踏まえ、その適性を見極めるため、課題を踏まえた職員採用のあり方について引き続き検討してまいります。また、人材育成につきましては、新人職員の能力の成長を見極めながら、経験年数や保有資格の均衡化を図り、効果的な隊編成を構築させることにより、職員が個々の能力を最大限に発揮できる人員管理に努めます。さらに、佐倉市八街市酒々井町消防組合人材育成基本指針に基づいた施策を的確に実行することにより職員一人ひとりの能力や可能性を最大限に引き出し、組織力を高めるため人材育成に努めてまいります。

○議長（櫻井道明） 岡村芳樹議員。

○2番（岡村芳樹） ありがとうございます。只今、消防長より、1. 消防力の整備指針に基づき消防組合の消防力整備実施計画において、志津地区市街地の基準に係る状況と課題への取組みと具体的対策について、また、2. 防災拠点及び総合訓練施設としての用地の確保について、関係機関や民間団体とも協議をするなどして整備を目指すとのこと、さらには、3. 効果的な人材確保について職員採用の現状と今後の課題について具体的対策を検討されると伺いました。是非とも、消防力の整備指針における志津地区市街地が基準を満たしていない状況の解決に向けて滞ることなく取り組み願います。もともと過去に消防署新設の予定があった公共用地について、何故断ち切れとなったのかその経過説明を求める市民も少なくありません。防災拠点及び総合訓練施設としての用地の確保や職員の新規採用に影響する様々な課題への検討を進め、効果的な人員確保を行っていただきたい。特に人事面に関して私のところにも採用基準について明確にするとともに、誰もが納得するよう透明性を確保してほしいといった声や折角採用されても懸垂が出来ないなど明らかに体力面で劣っている、5年程度で辞める人が増えている、採用されなかったが他の消防本部や東京消防庁に採用となり活躍している、といった声が寄せられています。これは消防組合実施の二次試験の面接に対応する幹部職員の資質が問われています。先ほど消防長から面接にあたる幹部職員には採用試験で適正を見極めるための研修を受けてもらう旨の答弁がありました。また人材育成面についても救命士枠の見込みで採用されたにも関わらず資格が取得出来ていない。また昇任試験を10回近く受けている職員、何が至らない原因なのか本人が課題に気づき、より一層挑戦し頑張れるよう幹部が面倒を見ているかといったことも心配でございます。このような声なき声に真摯に向き合っていただきたい。消防は人なり、これらの点を踏まえ決して職員の士気が下がることの無いよう課題に取り組んでいただきたい。そして、これからも災害の被害を最小限に抑え、住民の生命身体及び財産を守るための政策について推進

をお願いいたします。

以上を踏まえ、最後に管理者から、今後の取り組みについての決意をお願いして、質問を終了させていただきます。

○議長（櫻井道明） 管理者

○管理者（西田三十五） 管理者の西田三十五でございます。消防力整備実施計画において今回ご指摘いただいた様々な課題を踏まえ、災害の被害を最小限に抑え、住民の生命身体及び財産を守るための対策について組織力を高め、消防の責務を全うするため消防署所の整備、防災拠点や訓練場となりうる用地の確保、適正な職員採用と人材育成に努めてまいります。

○議長（櫻井道明） これにて、議席番号2番、岡村芳樹議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和4年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時25分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 櫻 井 道 明

署名議員 角 麻 子

署名議員 今 井 定 男